

# 食 品 安 全 課

## 食品安全課事務分掌

### 食品指導班

- 1 課の庶務に関すること。
- 2 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項に規定する許可等に関すること。
- 3 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和 50 年千葉県条例第 1 号）の施行に関すること。

### 食品監視班

- 1 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収等（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 39 条に規定する営業に関するもの（市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に限る。）に関すること。

### 食品調査班

- 1 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収等（食品監視班及び市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 2 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行（栄養成分の量及び熱量等の表示に係るもの及び市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）の施行（市場・食鳥監視室の所管に属するものを除く。）に関すること。

### 管理栄養班

- 1 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく給食施設指導事業に関すること。
- 2 食品表示法の施行（栄養成分の量及び熱量等の表示に係るものに限る。）に関すること。

### 市場・食鳥監視室

- 1 と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）の施行（環境保健研究所の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）の施行（環境保健研究所の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 3 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収等（地方卸売市場に係るものに限る。）に関すること。
- 4 食品表示法の施行（地方卸売市場に係るものに限る。（栄養成分の量及び熱量等の表示に係るものを除く。））に関すること。
- 5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（地方卸売市場に係るものに限る。）に関すること。

# 1 食品衛生監視指導に関する事業

## (1) 食品営業施設等及びその監視状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(単位:件)

業種	項目	営業施設数	監視件数	許可件数		不許可件数	廃業件数	処分件数	その他処分
				継続	新規				
総 数		4,392	1,822	-	-	-	1,572	1	1
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,101	273	-	-	-	255	-	-
	仕出し屋・弁当屋	225	40	-	-	-	62	-	-
	旅館	30	6	-	-	-	6	-	-
	その他の	1,666	240	-	-	-	596	1	1
菓子(パンを含む。)製造業		412	63	-	-	-	200	-	-
乳処理業		1	1	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		4	2	-	-	-	1	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		238	789	-	-	-	102	-	-
魚介類競り売り営業		-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉練り製品製造業		2	-	-	-	-	-	-	-
食品の冷凍または冷蔵業		20	9	-	-	-	5	-	-
かん詰またはびん詰食品製造業		1	-	-	-	-	1	-	-
喫茶店営業		213	15	-	-	-	195	-	-
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		70	15	-	-	-	23	-	-
食肉処理業		19	5	-	-	-	3	-	-
食肉販売業		294	230	-	-	-	102	-	-
食肉製品製造業		5	-	-	-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		6	-	-	-	-	1	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		1	-	-	-	-	2	-	-
みそ製造業		3	-	-	-	-	-	-	-
しょうゆ製造業		1	-	-	-	-	-	-	-
ソース類製造業		2	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業		1	-	-	-	-	1	-	-
豆腐製造業		6	71	-	-	-	2	-	-
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-
麵類製造業		6	3	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業		55	59	-	-	-	14	-	-
添加物製造業		8	1	-	-	-	1	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	-
氷雪製造業		-	-	-	-	-	-	-	-

## イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(単位:件)

項目 業種	営業施設数	監視件数	許可件数		不許可件数	廃業件数	処分件数	その他処分
			継続	新規				
総 数	7,181	4,446	-	2,153	-	429	2	11
飲 食 店 営 業	6,257	2,049	-	1,890	-	379	2	5
調理の機能を有する自動販売機	45	16	-	15	-	4	-	-
食 肉 販 売 業	114	156	-	27	-	2	-	1
魚 介 類 販 売 業	132	1,724	-	29	-	2	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 業	1	11	-	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 处 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 处 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 处 理 業	16	23	-	2	-	1	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	374	108	-	121	-	39	-	2
アイスクリーム類製造業	4	1	-	2	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	4	3	-	2	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	4	3	-	3	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	5	71	-	-	-	-	-	1
水 産 製 品 製 造 業	4	103	-	3	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	4	5	-	2	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	7	1	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	5	3	-	3	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	4	2	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	11	4	-	2	-	1	-	-
そ う ざ い 製 造 業	135	142	-	34	-	1	-	1
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	7	2	-	1	-	-	-	-
冷凍食 品 製 造 業	3	-	-	1	-	-	-	-
複合型冷凍食 品 製 造 業	3	3	-	1	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	23	11	-	10	-	-	-	-
密 封 包 裝 食 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	9	3	-	2	-	-	-	1
添 加 物 製 造 業	8	2	-	3	-	-	-	-

## ウ 届出を要する食品関係営業施設

(単位:件)

業種	項目	営業施設数	監視件数	処分件数	その他処分
	総 数	4,093	5,230	-	-
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	53	2,021	-	-
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	52	306	-	-
	乳類販売業	309	5	-	-
	氷雪販売業	6	43	-	-
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	597	1	-	-
販売業	弁当販売業	24	-	-	-
	野菜果物販売業	123	1,421	-	-
	米穀類販売業	37	68	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	7	1	-	-
	コンビニエンスストア	534	8	-	-
	百貨店・総合スーパー	269	2	-	-
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	401	1	-	-
	その他の食料・飲料販売業	994	1,158	-	-
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	5	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	1	-	-
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	57	1	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	16	-	-	-
	調味料製造・加工業	13	-	-	-
	糖類製造・加工業	7	4	-	-
	精穀・製粉業	13	1	-	-
	製茶業	15	-	-	-
	海藻製造・加工業	6	-	-	-
	卵選別包装業	3	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	60	72	-	-
上記以外のも の (改正法に による改正後 の法第68条第3 項において準 用されるも のを含む。)	行商	3	-	-	-
	集団給食施設	445	115	1	-
	器具、容器包装の製造加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	14	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-
	その他	27	1	-	-

## エ ふぐ営業認証

(単位:件)

区分 資格	施設数	監視件数	新規交付	廃止
ふぐ営業認証	73	66	2	7

## 才 食品を取扱ったイベント

(単位:件)

区 分 場 所	イ ベ ント 届 出 数	出 店 数
幕張メッセ	115	2,765
幕張メッセ以外	604	5,168

## (2) 食品等の検査 (収去・買上)

(単位:件)

区分 品 目	検体数	試験の内容								不良検体数
		微生物的検査		理化学的検査				動物を用いる検査	放射性物質	その他
		細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	
魚介類	35	24	-	-	-	-	15	-	-	9
冷凍食品	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-
無加熱摂取冷凍食品	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	32	24	-	-	8	-	-	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）	17	12	-	-	-	17	-	-	-	-
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	34	29	-	-	-	13	21	-	-	-
乳製品	12	12	-	-	-	12	-	-	4	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	10	10	-	-	-	10	-	-	5	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	25	15	-	-	5	12	-	-	5	12
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	100	37	-	-	51	42	-	-	3	-
菓子類	34	24	-	-	-	34	-	-	1	-
清涼飲料水	5	5	-	-	-	5	-	-	5	-
酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	73	65	-	-	-	8	-	-	2	-
添加物及びその製剤	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-
器具及び容器包装	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-
おもちや	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生乳	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-
牛乳	5	5	-	-	-	-	5	-	5	-
低脂肪乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工乳	乳脂肪分3%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳脂肪分3%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市内流通農産物、水産物、乳児用食品等	20	-	-	-	-	-	-	-	20	-
計	435	283	-	-	64	156	42	-	53	-
								-	20	-

(3) 食中毒

原因施設別、原因食品別、病原物質別発生状況

(単位:件)

区分 施設別	発 生 数	患 者 数 (人)	死 亡 者 数 (人)	原因食品					病原物質							
				魚介類等	肉類等	複合調理食品等	その他	不明	サルモネラ	ぶどう球菌	カンピロバクター	腸管出血性大腸菌	ノロウイルス	アニサキス	その他の	不明
飲食店	3	30	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	1	-	-	-
給食施設	1	33	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
家庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4	63	-	-	-	-	4	-	-	-	2	-	2	-	-	-

(4) 食品等に係る苦情

(単位:件)

分類	件 数
食品等	85
施設	20
取扱い	34
その他	15
合 計	154

(5) 衛生教育

対象者 項目	実施回数(回)	受講者数(人)
食品等事業者	39	1,359
消費者	9	162
その他	11	818
合 計	59	2,339

## 2 健康増進法に基づく給食施設指導事業等

### (1) 特定給食施設指導事業（健康増進法第24条）

特定給食施設及び小規模給食施設における栄養管理及び衛生管理の向上を図るため、施設の巡回指導・給食従事者の研修等を実施した。

<個別巡回指導状況>

(単位：件)

施設区分	給食施設数			管理栄養士・栄養士の配置				指導・助言		行政措置					
	総施設	特定給食施設	うち指定施設	小規模給食施設	管理栄養士のみ配置	管理栄養士・栄養士配置	栄養士のみ配置	配置なし	巡回指導	指導内訳		立入検査	勧告	命令	罰則処分
										管理栄養士配置	栄養管理				
学校	128	124	-	4	76	4	44	4	27	-	27	-	-	-	-
病院	47	40	9	7	14	33	-	-	47	-	47	-	-	-	-
介護老人保健施設	18	12	-	6	6	12	-	-	10	-	10	-	-	-	-
介護医療院	5	4	-	1	-	5	-	-	3	-	3	-	-	-	-
老人福祉施設	70	43	-	27	32	25	12	1	35	-	35	-	-	-	-
児童福祉施設	246	66	-	180	82	25	95	44	67	-	67	-	-	-	-
社会福祉施設	14	6	-	8	3	4	5	2	5	-	5	-	-	-	-
事業所	19	16	3	3	4	2	1	12	8	-	8	-	-	-	-
寄宿舎	5	1	-	4	-	-	-	5	2	-	2	-	-	-	-
矯正施設	1	1	1	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-
自衛隊	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	71	11	-	60	9	3	16	43	37	-	37	-	-	-	-
計	625	325	13	300	226	114	173	112	243	1	243	-	-	-	-

(注) 管理栄養士又は栄養士の配置は、常勤職員である者（パートは含まない）

<集団指導状況>

年度	内訳	施設総数 (施設)	指導内容		
			実施回数(回)	延施設指導数(施設)	延受講者数(人)
4		620	2	290	290
5		621	6	178	185
6		625	8	361	368

## (2) 健康づくり応援店事業

市民が自ら健康づくりを推進することができるよう、健康づくり応援店を通じて栄養成分表示などの栄養及び食生活に関する情報を市民に提供した。新規営業者への普及啓発は672件実施した。

### ア 健康づくり応援店登録状況

(単位：店)

区分	店舗数
飲食店（食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、酒場等）	20
食料品小売業（惣菜店、仕出弁当店、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア等）	10
千葉市給食施設指導要綱に定める給食施設	3
その他	-

## (3) 特別用途食品・保健機能食品等の栄養成分表示相談窓口

食品企業を対象に、特別用途食品・保健機能食品等の栄養成分表示に関する指導及び市民を対象に栄養成分表示の普及啓発を実施した。

(単位:件)

区分	年度	4	5	6
特別用途食品及び特定保健用食品		-	-	-
食品表示基準(保健事項)		89	66	49
栄養機能食品		-	-	-
機能性表示食品		-	-	-
その他一般食品		-	-	2
誇大表示		-	-	3
普及啓発		755	471	672

## (4) 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、調査を実施する。

年度	調査年月日	調査実施世帯	調査内容
4	10月31日～11月4日	中央区長洲 3世帯	1. 栄養摂取状況調査 2. 生活習慣調査
	11月7日～11月11日	稻毛区穴川 5世帯	3. 身体状況調査、血液検査等
5	11月6日～11月10日	緑区誉田2丁目 10世帯	1. 栄養摂取状況調査 2. 生活習慣調査
	11月13日～11月17日	花見川区千種町 9世帯	3. 身体状況調査、血液検査等
6	11月1日～11月8日	中央区登戸5丁目 11世帯	1. 栄養摂取状況調査 2. 生活習慣調査
	11月11日～11月15日	若葉区千城台南3丁目 22世帯	3. 身体状況調査、血液検査等

## (5) 調理師試験及び免許交付状況（調理師法第3条）

(単位：人)

年度	受験者数	合格者数	合格率(%)	交付	書換交付	再交付	返納
4	130	79	60.8	160	24	32	1
5	131	78	59.5	143	18	26	3
6	92	62	67.4	131	22	30	1

### 3 食鳥処理に関する事業

(1) 食鳥検査結果（大規模食鳥処理場年間処理日 257 日）

(単位:羽)

検査羽数		ブロイラー		
疾病別羽数	処分内容	7,443,589		
		と殺等禁止	全部廃棄	一部廃棄
ウイルス・クラミジア病	鶏痘	—	—	—
	伝染性気管支炎	—	—	—
	伝染性喉頭気管炎	—	—	—
	ニューカッスル病	—	—	—
	鶏白血病	—	—	—
	封入体肝炎	—	—	—
	マレック病	—	—	—
	その他	—	—	—
細菌病	大腸菌症	—	6,641	—
	伝染性コリーザ	—	—	—
	サルモネラ病	—	—	—
	ブドウ球菌症	—	—	—
	その他	—	—	—
その他の疾病	毒血症	—	—	—
	膿毒症	—	—	—
	敗血症	—	33,510	—
	真菌症	—	—	—
	原虫病(トキソプラズマ病を除く)	—	—	—
	寄生虫病	—	—	—
	変性	—	25,253	—
	尿酸塩沈着症	—	—	—
	水腫	—	—	—
	腹水症	—	6,529	—
	出血	—	—	535
	炎症	—	—	1,824
	萎縮	—	—	—
	腫瘍	—	—	—
	臓器の異常な形等	—	21	—
	異常体温	—	—	—
	黄疸	—	1	—
	外傷	—	253	—
	中毒諸症	—	—	—
	削瘦及び発育不良	—	1,426	—
	放血不良	—	2,901	—
	湯漬過度	—	—	—
	その他	—	203	—
計		—	76,738	2,359

(2) 認定小規模食鳥処理場の確認結果状況

(単位:羽)

確認羽数		1,104		
異常の有無の確認	処分内容	一部廃棄		
		全部廃棄	小計	当該臓器のみ廃棄
生体の状況	—	—	—	—
体表の状況	—	—	—	—
体壁内側面の状況	—	—	—	—
内臓の状況	—	—	—	—
廃棄羽数の合計	—	—	—	—